

新型コロナ関連助成制度 第2次補正予算より新たな制度が実施

本紙5月号において、医療機関で活用できる主な助成制度、融資制度について紹介したが、令和2年度2次補正予算の成立などにより新たな制度が実施または準備がされている。今号では新たな制度について紹介を行うので参考にされたい。

医療従事者への慰労金

下図のように、区分に応じた慰労金が支給される。長野県の対象期間は2月12日から6月30日までの間となり、期間中10日以上勤務していた医療従事者や職員が対象となる。

都道府県から役割を設定された医療機関については、重点医療機関、感染症指定医療機関等が示されているが、自院が該当するかどうか照会が必要な場合は厚労省のコールセンター(03-3595-3317)または県(026-235-7144)に確認するよう案内されている。

厚労省では新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&Aが発出されている。対象に保険医療機関であれば、歯科診療所も含まれる。委託業者の職員についても対象となる。退職した職員についても、対象期間に10日以上勤務があれば基本的には医療機関を通じて申請を行う。慰労金

は非課税所得である。といったことが示されている。

県からは本紙作成時点では準備中の段階では7月下旬頃から8月上旬に申請受付を始めたいとの回答があった。申請については、医療機関が慰労金の代理申請・受領の委任状を集め申請を行い、基本的にはオンラインでの申請を想定している。各医療機関には郵送で案内がされるとのことで、申請についての詳細は県ホームページ(<https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/2020iroukin.html>)を参照されたい。

感染拡大防止等支援事業

新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れているかどうかに関わらず、感染拡大を防ぐための取り組みを行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所が、補助の対象機関となる。

補助の対象経費は、清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性

廃棄物処理、個人防護具の購入等で、「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する幅広い費用が対象とされている。

取り組みの例としては①共通して触れる部分の定期的・頻回な清掃・消毒などの環境整備②予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知③発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など④感染防止のための個人防護具等の確保⑤電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保⑥医療従事者の感染拡大防止対策(研修、健康管理等)等があげられている。

補助経費の対象期間は、2020年4月1日から2021年3月31日とされている。申請については、本紙作成時点では長野県はまだ準備中なので今後県のホームページを確認されたい。

なお申請については、複数の経費を合算することは可能だが、各施設1回

表2. 家賃支援金の給付額

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業主	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

のみの申請とされているので留意されたい。

家賃支援給付金

表1に示すように、売り上げが落ちている事業者で、土地、建物の賃料を支払っているものが対象となる。助成金額は表2を基に計算された給付額の6ヶ月分が支給される。上限額は法人が600万円、個人事業主が300万円となっている。申請期間は2020年7月15日から2021年1月15日までとなっている。申請については専用のページ(<https://yachin-shien.go.jp/>)が開設された。

医療機関への協力金

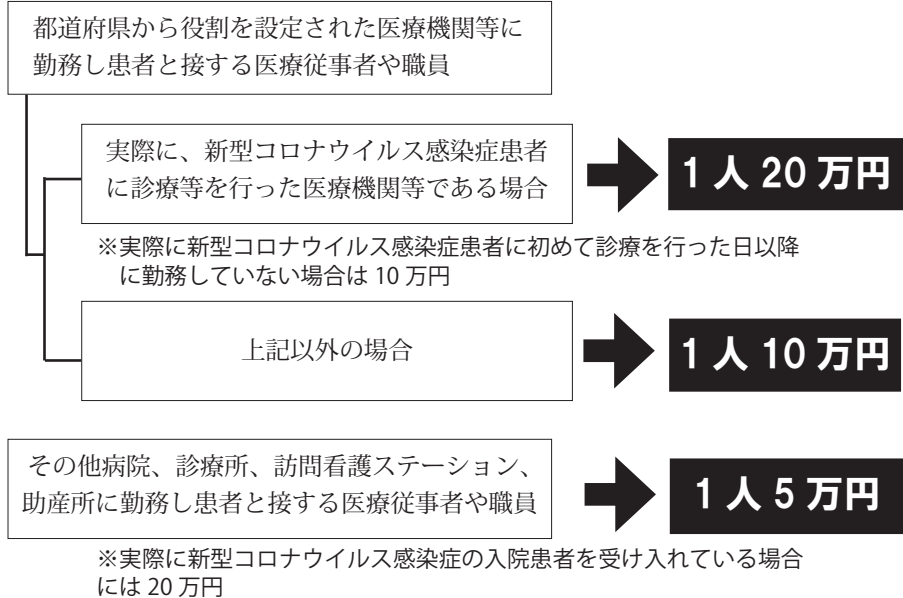
本紙5月号でも紹介した医療機関への協力金についても要綱が出された。診療所の場合は新型コロナウイルス感染症を要因として、院内感染や医療従事者の曝露等により休業した場合が支給対象となる。歯科医療機関についても支給対象とされ、対象となった場合は規定の協力金が支給される。なお、制度については既に開始されているが、協力金の支給については予算の範囲内とされており、1次補正予算で決定した、約5億4千万円確保されている予算を支給した終了場合は確保された予算以上は支給されないこととなっている。

今号で紹介した制度などは、協会ホームページでも紹介を行っている。準備中の制度もあるため県ホームページなどと合わせて確認いただきたい。

表1. 新たな助成制度

制度	対象者	助成内容	問い合わせ先
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	「患者と接する」医療従事者等で、「対象期間に10日以上勤務実績」がある者(複数の医療機関に勤務する場合は勤務日数を合算可)	区分に応じて 1人5万円、10万円、20万円 詳細は下図参照	健康福祉部医師・看護人材確保対策課 026-235-7144
感染拡大防止等支援事業	都道府県、市区町村並びに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を行う医療機関、薬局、訪問看護ステーション及び助産所	【上限額】 無床診療所(医科・歯科):100万円 有床診療所(医科・歯科):200万円 病院:200万円+(5万円×病床数)	厚労省コールセンター03-3595-3317 長野県 準備中
家賃支援給付金	以下①②③すべてを満たす事業者 ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者 ②令和2年5月~12月の売上高について、 ・1ヵ月で前年同月比▲50%以上または、 ・連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上 ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い	法人に最大600万円、個人事業主に最大300万円を一括支給 計算方法:申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき算出した給付額(月額)の6倍(表2)	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930
医療機関への協力金の支給	病院:一般病床等で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院の開設者 診療所:新型コロナウイルス感染症を要因として、院内感染や医療従事者の曝露等により休業した場合に、休業前までの診療継続に対する協力金を病床の有無に応じて定額で支給	病院:受入実績に応じて支給 無床診療所:350万円 有床診療所:400万円	健康福祉部医療政策課026-235-7145

図. 慰労金の支給金額



上映会のお知らせ

県保険医協会としても映画製作を後援していた、日本初の女性医師、荻野吟子の人生を描いた映画「一粒の麦 荻野吟子の生涯」が完成しました。募金、製作協力券の購入など皆様のご協力で厚く御礼申し上げます。

この度下記の会場、日程で上映会が開催されます。各上映前には山田火砂子監督の舞台挨拶を予定しておりますので、ご参加ください。

8月8日(金)
長野市若里市民文化ホール
10月3日(土)
松本市波田文化センター アクトホール
それぞれ10:30、14:00からの2回上映を予定

前売券1,200円/当日券1,500円
お問合せ: 良い映画を観る会 03-5332-3991
e-mail: gendaipro@gendaipro.jp

